

第 1 章 定数・任用

○東総地区広域市町村圏事務組合職員定数条例

昭和 46 年 9 月 27 日
条 例 第 6 号

改正 昭和 48 年 7 月 15 日条例第 3 号

改正 昭和 50 年 2 月 28 日条例第 1 号

改正 令和 2 年 2 月 26 日条例第 2 号

(定義)

第 1 条 この条例で「職員」とは組合に常時勤務する職員で一般職の地方公務員をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は 26 名とする。ただし兼任および休職者は定数外とする。

2 休職者の復職により前項の定数に過員を生じた場合に限り一時その現在数をもって定数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 9 月 20 日から適用する。

附 則 (昭和 48 年 7 月 15 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 2 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 2 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。